

怠る事実の違法確認等請求控訴事件の判決に対する 上告受理申立てについて

平成30年6月14日に訴えの提起がなされた標記控訴事件の判決に対する上告受理申立てについて、令和3年1月15日に、最高裁判所において不受理とする決定があったので、以下のとおり報告します。

1 申立の概要

申立人（区民）は、怠る事実の違法確認等請求事件の住民訴訟を東京地方裁判所に提起（平成30年6月14日）したが、一部を却下、その余を棄却する判決（令和元年11月13日）を不服として原判決の取消し等を求めて東京高等裁判所に控訴を提起（令和2年1月10日）した。しかし、控訴を棄却する判決（令和2年7月22日）がなされたため、申立人はこれを不服として、同判決を破棄し、更に相当の裁判を求めて上告受理の申立て（令和2年8月25日）を行った。

2 最高裁判所決定主文

- （1）本件を上告審として受理しない。
- （2）申立費用は申立人の負担とする。